

事 務 連 絡
平成23年4月8日

東北厚生局医療課 福島県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 福島県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
--	---	----

厚生労働省保険局医療課

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」における概算請求の対象について

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」（平成23年4月1日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、今回の地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した保険医療機関、保険薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）においては3月11日までの診療等分について、概算による請求を行うことができる旨連絡致しましたが、これについては下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下の保険医療機関等に対して周知徹底をお願い致します。

記

事務連絡の1（1）の滅失、汚損又は棄損には、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地内にある保険医療機関等であって、立ち退きの際に当該保険医療機関等内に診療録等を残してきてしまった場合など、レセプトを作成し医療費を請求することができない場合を含むこと。